

安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年9月3日

安 城 市

1 目的

安城市は、安城市総合斎苑の火葬等業務及び通夜宿直業務において、高度な技術、専門知識、経験、大規模災害時の迅速な対応等により、安全で効率的な業務の実施及び高品質な市民サービスの提供を確保するため、安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務委託を実施する。この実施要領は、委託する業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて定める。

なお、本実施要領に基づく選定後に締結する契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるので、予算の減額等による契約の変更又は解約等があり得る。

2 業務名

安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務

3 業務場所及び施設の概要

(1) 業務場所

安城市総合斎苑

安城市赤松町乙菊22番地1

(2) 施設の概要

敷地面積 20,115㎡

延床面積 4,901.50㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造2階建

火葬棟 1,909.32㎡

火葬炉（前室付大型炉6基、動物炉1基、汚物炉1基、燃料都市ガス）、告別室2室、収骨室2室、霊安室（2遺体安置）、監視室

葬祭棟 996.06㎡ 式場2室、宿直室

待合棟 1,996.12㎡ 待合室6室、待合ロビー、事務室

附帯設備 日本庭園、駐車場、車庫、ゴミ置場

供用開始 平成11年4月1日

利用状況

令和5年度

火葬件数

人体：1,830件、汚物等：318件、動物：1,981件

通夜宿直日数：279日

令和6年度

火葬件数

人体：1,906件、汚物等：341件、動物：1,853件

通夜宿直日数：265日

4 業務の概要

別添「安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務仕様書」に示すとおり

5 業務履行期間

(1) 令和7年12月1日（月）から令和10年11月30日（木）までとする。

(2) 契約締結日は、令和7年11月1日（土）を予定する。ただし、契約締結日

の翌日から令和7年11月30日（日）までは、準備期間とし無償とする。

- (3) 受注者は、契約締結後、安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務を実施するための引継ぎを行い、火葬等業務の経験と技術を有した従業者による人員の確保等、令和7年12月1日（月）から適正に業務を履行できるための体制を確立しておくこととする。それに係る経費は、受注者の負担とする。本受託業務に係る人員は、全て令和7年11月30日（日）までに確保及び研修されていなければならない。

6 業務委託料の限度額

- (1) 火葬等業務及び通夜宿直業務の限度額は、117,943,200円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以内とする。
- (2) 見積書の金額が、限度額を超えた場合は、本プロポーザルについて無効となるものとする。

7 提案等に要する費用及び提出書類

- (1) 提案等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (3) 提出された書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する不開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及び不開示としてほしい理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が、同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

8 応募の資格

- (1) 参加表明書の提出日現在において、安城市契約規則第5条第3項に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和2年度以降に地方公共団体等から同規模以上の火葬等業務を受注（直接受注又は共同企業体として受注したものに限る。）し履行した実績がある者（指定管理者の指定を含む。）。ここで言う同規模以上の火葬等業務とは、火葬炉（人体炉）が6基以上の火葬場において火葬炉の運転、運転に伴う日常保守及び火葬に係る儀式の運営のことをいう。
- (4) 参加表明書提出期限の日から契約締結日までの期間において、安城市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 公告の日から提案審査の日までにおいて、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

9 業者選定の日程概要

実施要領の公表

令和7年 9月 3日（水）

質問の受付期間	令和7年 9月 3日(水)～ 令和7年 9月12日(金)正午まで
現地説明会の参加申込期限	令和7年 9月 9日(火)正午まで
現地説明会	令和7年 9月11日(木)
質問の回答期限	令和7年 9月17日(水)
参加表明書の提出期限	令和7年 9月19日(金)午後5時まで
提案書の提出期限	令和7年10月 3日(金)午後5時必着
プレゼンテーション	令和7年10月17日(金)
決定通知予定	令和7年10月下旬
契約締結予定日	令和7年11月 1日(土)

1 0 仕様書等の閲覧

安城市ホームページ>生活・サービス>火葬・霊園・おくやみ>安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務委託公募型プロポーザル(「入札の広場」からも閲覧可能)

1 1 現地説明会

- (1) 日時
令和7年9月11日(木)午後1時30分から
- (2) 場所
安城市赤松町乙菊22番地1 安城市総合斎苑
- (3) 参加人数
1者2名まで
- (4) 参加申込期限
令和7年9月9日(火)正午まで
- (5) 申し込み方法
参加申込書(様式6)を電子メール shiminka@city.anjo.lg.jp へ提出すること。

1 2 質問及び回答

- (1) 提出書類
質問書(様式5)
- (2) 質問受付期間
令和7年9月3日(水)～令和7年9月12日(金)正午
- (3) 提出方法
電子メール shiminka@city.anjo.lg.jp
- (4) 質問の回答
すべての質問の回答は、令和7年9月17日(水)までに安城市ホームページに掲載する。
- (5) その他
電話、FAXによる質問は受け付けない。また、質問及び回答の内容は、この実施要領及び仕様書の追補もしくは修正とみなす。

1 3 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

「保有資格」欄に記載したものは、証明書類（コピー可）を添付すること。

ウ 同規模以上の火葬等業務の実績（様式3）

令和2年4月から令和7年8月31日までに地方自治体等から受注し、履行した同規模以上の火葬等業務（8（3）参照）をすべて記載すること（履行期間がこの期間を含むもの）。

ただし、提案者が直接受注又は提案者を含む共同企業体として受注したものに限り。

なお、グループ企業の実績が提案内容に関連する場合は、提案書に記載すること。

(2) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

安城市市民生活部市民課証明係

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出方法は、直接持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合、発送した旨を21問い合わせ先に申し出ること。

1.4 参加資格の確認

(1) 内容

参加表明書提出者からの提出書類等により参加資格の確認をする。8に規定する応募資格を満たしていない場合はその時点で失格とする。

(2) 通知

参加資格の確認を行った後、応募資格の有無については、郵送で通知文を送付する。

1.5 提案書及び見積書の提出

(1) 提案書

ア 提出書類

様式任意、サイズA4版縦 長辺綴じ40ページ以内（表紙及び目次もページ数に含む）で両面印刷にて作成すること。A3版を使用する場合は1枚で2ページ分とする。文字サイズは12ポイント以上とする。

ただし、注記については10.5ポイントの使用を認める。ページ番号を付記すること。

イ 提出部数 7部

ウ 提案書に求める内容

(ア) 経営理念・経営実績、業務実績

(イ) 業務の取り組み方針、実施体制

本業務に対する取り組み方針、実施体制、職員配置体制、業務責任者・

業務従事予定者の実績、保有資格等経歴、会社としての業務履行のバックアップ体制、職員教育など

(ウ) 品質管理

品質を確保した業務の実施方法・手順、トラブル防止・苦情対応策、省エネ・省資源・周辺環境への影響への対応、業務改善・顧客（利用者）満足度を高めるための取り組みなど

(エ) 緊急時対応

緊急時の対応方針、危機管理に関する対策、体制など

エ 提案書は、1者1案とし、提案書を受理した後はその追加及び修正は不可とする。

(2) 見積書（様式4）

ア 提出部数 1部、サイズA4版

イ 見積金額

火葬等業務と通夜宿直業務の3年分の合計金額とその内訳を記載する。

ウ 課税・免除事業者を問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。

(3) 提出期限

令和7年10月3日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

提出方法は、直接持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合、発送した旨を21問い合わせ先に申し出ること。

(5) 提出場所

安城市市民生活部市民課証明係
愛知県安城市桜町18番23号

(6) 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類に誤字脱字等がある場合は、21問い合わせ先に申し出ること。

1.6 プレゼンテーション

(1) 日時

令和7年10月17日（金） 開始時刻は参加者数が確定後連絡する。
プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

(2) 時間

プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内

(3) 場所

安城市役所食堂棟1階 第25、26会議室

(4) 人数

1者2名まで

(5) プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等の使用を認める。

プロジェクターとスクリーンは、本市が会場に準備する。

(6) 補足資料の当日配布は不可とする。

1.7 選定方法

(1) 次の表の選定基準項目と配点に基づいて安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜

宿直業務受注者選定委員会において協議の上選定する。

項目	評価の着目点・判断基準	配点
経営理念・経営実績・業務実績	経営理念・経営実績は本業務を担うに足るか。 業務を履行するに十分な実績を有しているか（様式3同規模以上の実績）。	10点
業務の取り組み方針、実施体制	本業務に対する取り組み方針が的確か。 適正な実施体制及び職員配置であるか。 業務責任者及び業務従事者の配置予定者の実績等は十分か。 社としての業務のバックアップ体制及び業務従事者教育は十分か。	20点
品質管理	本業務の実施方法や手順が適切であり、業務品質が十分に確保されるか。 トラブルの防止策及び苦情への対応策が適切か。 省エネ・省資源・周辺環境への影響を考慮した業務の履行が期待できるか 業務改善及び顧客（利用者）満足度向上のための取り組みが適切か。	30点
緊急時対応	緊急時の対応方針・危機管理に関する対策は十分か。 他市・他県の事業所からのバックアップ体制は十分か。	15点
価格評価	配点×（最低提案価格／当該提案価格）	25点
合計		100点

(2) 選定委員会において、委員ごとの採点の合計点が高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

なお、第1位と採点した委員が同数であった場合の優先順位は各委員の合計点を集計した総合得点が高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者とする。

1.8 選定結果の通知

選定結果の通知は令和7年10月下旬を予定している。結果は文書にて通知する。

1.9 委託契約

応募された中で最も優れた提案者と委託契約を締結する。

ただし、選定の結果、優先交渉権者との間で委託契約が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

2.0 無効要件

前項までの無効に係る規定のほか、次の要件に該当する場合も無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

なお、この場合は、安城市入札参加資格（一般・指名）停止要綱に規定する入札参加資格停止措置を行うことがある。

(2) 本プロポーザル公告後、選定委員に便宜を図るような行為をした場合

(3) 提出方法、提出期限に適合しない場合

(4) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

2.1 問い合わせ先

項目	内容
〒	446-8501
住所	安城市桜町18番23号
担当	安城市市民生活部市民課証明係（本庁舎1階）
電話	0566-71-2221（直通）
FAX	0566-76-1112
e-mail	shiminka@city.anjo.lg.jp